

# 誰もが平等に学び・働き・暮らせる社会へ

平成28年  
4月1日より

## 障害者差別解消法が施行されます

障がいや理由とする差別を解消して、すべての人が障がいの有無にかかわらず、平等に暮らせる地域社会づくりを推進するための法律です。この法律は、国や市町村などの行政機関、会社やお店などの民間事業者を対象に合理的配慮の提供などを定めています。皆さん1人ひとりが障がいについて理解し、障がいを理由とした差別を解消していくようご協力をお願いします！

●問い合わせ 福祉課 内線125

### 障がいを理由とする差別とは？

障がいを理由として、正当な理由なく商品やサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするようなことです。

### ●障がいを理由とする差別(例)

障害を理由として、サービスの提供や入店を拒否してはいけません。

### 合理的配慮とは？

障がいのある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で社会的障壁を取り除くため必要かつ合理的な配慮を行うことです。

### ●合理的配慮(例)

視覚障がいのある方に、レストランのメニューを読み上げながら説明する。



平成28年  
4月1日より

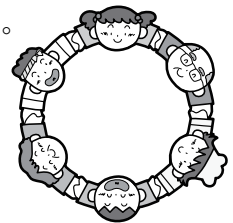
## 障害者雇用促進法が改正されます

すべての事業主は、雇用のあらゆる局面で障がいを理由とする差別的取扱いが禁止されます。また、障がい者の募集・採用時や採用後の作業環境などに合理的配慮の提供が義務付けられます。

詳細は、厚生労働省 障害者雇用対策ホームページをご覧ください。

☞ [http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/shougai-shakoyou/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougai-shakoyou/)

●問い合わせ ・ハローワーク半田 ☎0569-21-0023  
・役場 商工振興課 ☎83-6118



## 4月2日は「世界自閉症啓発デー」 4月2日～8日は「発達障害啓発週間」 ●問い合わせ 福祉課 内線121

自閉症をはじめとする発達障がいについて知っていただくこと、理解をしていただくことは発達障がいのある方だけでなく、誰もが幸せに暮らすことができる社会の実現につながります。皆さんのご理解とご支援をお願いします。

### ●自閉症を知っていますか？

自閉症の方は、気持ちをうまく伝えることや、他人の言葉の意図を理解することが苦手ですが、純粋で一生懸命です。自閉症の方へは、次のような対応を心掛けてください。

#### 分かりやすく話す

抽象的な表現を避け、短い表現で話したり写真や絵などを添えて説明したりすることで理解しやすくなります。

#### 穏やかに根気よく

新しい事や、いつもとやり方が違うときは困って混

乱してしまいます。できるだけ具体的に教え、穏やかに根気よく接してください。

### ●発達障がいとは…

自閉症、アスペルガー症候群などの広汎性発達障がい、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)など、通常低年齢に発現する脳機能の障がいです。他人との関係づくりやコミュニケーションなどが苦手だったり、知的能力が低いわけではないのに、学力や話す力、言葉の理解力の遅滞があったりします。